

議案第173号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和3年11月24日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
B第543号線	74 06	4 00	さいたま市南区松本三丁目434番1地先	さいたま市南区松本三丁目434番15地先	
K第505号線	106 98	4 30 ～ 4 50	さいたま市南区大字大谷口字細野1137番9地先	さいたま市南区大字大谷口字細野1143番4地先	
K第506号線	56 30	4 00	さいたま市南区大字大谷口字細野1136番33地先	さいたま市南区大字大谷口字細野1136番37地先	
L第1363号線	70 91	4 00	さいたま市緑区大字三室字西宿1399番16地先	さいたま市緑区大字三室字西宿1399番23地先	
12909号線	76 28	4 00	さいたま市見沼区大和田町二丁目1584番25地先	さいたま市見沼区大和田町二丁目1584番30地先	
22601号線	44 61	4 30 ～ 4 50	さいたま市見沼区大字南中野字諏訪1番60地先	さいたま市見沼区大字南中野字諏訪1番49地先	